

(報道発表用資料)

平成16年6月21日 薬事・食品衛生審議会薬事分科会 報告事項

化粧品基準の一部を改正することについて

1 化粧品に配合できる防腐剤の新規収載（別表第3の一部改正）

成 分 名	改 正 後		
	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流すもの	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流さないもの	粘膜に使用されることがある化粧品
メチルイソチアゾリノン	0.01	0.01	

※数値は100g中の最大配合量（g）を示す。

※空欄は配合してはならないことを示す。

## 別表第3

## 1 すべての化粧品に配合の制限がある成分

成分名	100g中の最大配合量 (g)
安息香酸	0.2
安息香酸塩類 合計量として	1.0
塩化アルキルジアミノエチルグリシン	0.2
感光素	合計量として0.0020
クロルクレゾール	0.50
クロロブタノール	0.10
サリチル酸	0.20
サリチル酸塩類	合計量として 1.0
ソルビン酸及びその塩類	合計量として0.50
デヒドロ酢酸及びその塩類	合計量として0.50
トリクロロヒドロキシジフェニルエーテル(別名トリクロサン)	0.10
パラオキシ安息香酸エステル及びそのナトリウム塩	合計量として1.0
フェノキシエタノール	1.0
フェノール	0.10
ラウリルジアミノエチルグリシンナトリウム	0.030
レゾルシン	0.10

## 2 化粧品の種類により配合の制限がある成分(注1)

成分名	100g中の最大配合量 (g)		
	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流すもの	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流さないもの	粘膜に使用されることがある化粧品
亜鉛・アンモニア・銀複合置換型ゼオライト(注4)	1.0	1.0	
安息香酸パントテニルエチルエーテル	○	0.30	0.30
イソプロピルメチルフェノール	○	0.10	0.10
塩化セチルピリジニウム	5.0	1.0	0.010
塩化ベンザルコニウム	○	0.050	0.050
塩化ベンゼトニウム	0.50	0.20	
塩化クロルヘキシジン	0.10	0.10	0.0010
オルトフェニルフェノール	○	0.30	0.30
オルトフェニルフェノールナトリウム	0.15	0.15	0.050
グルコン酸クロルヘキシジン	○	0.050	
クレゾール	0.010	0.010	
クロラミンT	0.30	0.10	0.20
クロルキシレノール	0.30	0.20	
クロルフェネシン	0.30	0.30	0.050
クロルヘキシジン	0.10	0.050	
1, 3-ジメチロール-5, 5-ジメチルヒダントイン	0.30		
臭化アルキルイソキノリニウム	○	0.050	0.050
チアントール	0.80	0.80	
チモール	0.050	0.050	○(注2)
トリクロロカルバニリド	○	0.30	0.30
パラクロルフェノール	0.25	0.25	
ハロカルバン	○	0.30	0.30
ヒノキチオール	○	0.10	0.050
ピリチオン亜鉛	0.10	0.010	0.010
メチルイソチアゾリノン	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	
メチルクロロイソチアゾリノン・メチルイソチアゾリノン液(注3)	0.10		
N, N' -メチレンビス [N' -(3-ヒドロキシメチル-2, 5-ジオキソ-4-イミダゾリジニル)ウレア]	0.30		
ヨウ化パラジメチルアミノスチルルヘプチルメルチアゾリウム	0.0015	0.0015	

(注1) 空欄は、配合してはならないことを示し、○印は、配合の上限がないことを示す。

(注2) 粘膜に使用される化粧品であって、口腔に使用されるものに限る、配合することができる。

(注3) 5-クロロ-2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン1.0~1.3%及び2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン0.30~0.42%を含む水溶液をいう。

(注4) 強熱した場合において、銀として0.2%~4.0%及び亜鉛として5.0%~15.0%を含有するものをいう。

※下線部が今回改正部分